

各事業体 御中

富山労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会
富 山 県 支 部

伐木等の業務(則 36-8)特別教育修了者を対象とした補講イのご案内

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成31年2月14日付け基発0214第9号)に伴う特別教育規程の変更から、令和2年7月31日までに伐木等の業務(安衛則第36条第8号)特別教育を修了された方で、『補講イ』を修了されていない方は、令和2年8月1日以降、チェーンソーを用いた伐木等の作業に就くことができなくなっております。このことから、今回『補講イ』講習を開催することといたしましたので、まだ受講されていない方は、この機会に受講いただきますようお願い申し上げます。

なお、施行日(令和2年8月1日)以降、補講イを受講されるまでの期間は、未修了者という扱いになりますので、その期間については、チェーンソーを使用するの伐木等の業務に就くことをご控えいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 講習日時及び会場** 令和4年2月3日(木) 9:00~12:00 (受付 8:45~8:55)
富山県市町村会館 研修室 103

※1 定員になり次第締め切ります。

※2 今後の感染状況の如何によっては、講習を中止とする場合があります。予めご了承ください。

2 講習時間

	科 目	範 囲	時間
学科	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1.0 時間
	伐木作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1.0 時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5 時間

3 持ち物

- (1) 現在お持ちの修了証 (当支部で発行したものは、受講当日全て回収します。)
- (2) 本人確認ができる運転免許証等
- (3) 筆記用具
- (4) 下肢切創防止用保護衣 (用意ができない方は、当支部で用意した物をご利用いただけます。)

4 申込期間

~~~~~  
: : :  
: : :  
~~~~~  
令和4年1月7日(金)~1月21日(金)
~~~~~

#### 4 受講手続き

(1) 受講料 **5,500円(税込)** 内訳

|       |       |
|-------|-------|
| 受講料   | 4,400 |
| テキスト代 | 1,100 |

※消費税 10%が含まれます。

#### (2) 支払方法

送金先 ◆振込手数料はご負担願います。

|                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| 富山第一銀行 ニューセンター支店(普) 244663<br>(口座名) 林業木材製造業労働災害防止協会富山県支部 |
|----------------------------------------------------------|

(3) 申込方法 ①別紙申込書は申込先に郵送または持参して下さい。

②写真1枚(2cm×3cm6ヶ月以内撮影、正面、脱帽)

※写真の裏に名前を記入し申込書に貼り付ける。

③**伐木等(大径木)の修了証のコピーを別紙添付してください。(フェンツ-手帳の方は、住所・氏名の記載ページをコピー、カードタイプの方は両面をコピーすること)**

④請求書は基本的に発行していません。ご入用の場合は、申込書を送付の際に、その旨を明記したものを同封ください。(別紙あるいは、付箋等)

⑤下記の受講料等は、受講票が届いてから、お振込みください。

※**林災防以外の教習機関で伐木等の業務(大径木)を取得されている方は、別途要相談**

(4) 申込先 〒930-2226 富山市八町 6931 番地

**林業木材製造業労働災害防止協会富山県支部** (富山県森林組合連合会内)

TEL (076) 434-3351 FAX (076) 434-1794 担当 松原

(5) 受講票 受講日の1週間前にお手元に届くように発送いたします。

5 証明書の発行 全時間受講修了者には修了証を発行いたします。

※遅刻及び早退による講習時間の不足がある場合は、修了証を発行出来ません。

#### 6 その他

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日から施行又は適用されます。

そのため、現行の伐木等作業の特別教育は、令和2年7月末まで有効ですが、8月1日以降は無効となり、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育が有効となります。

今回、経過措置として、施行通達の補講講習を受けることにより、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育の一部を省略することができることから、令和2年8月1日又は、補講受講後のいずれか遅い方の日付以降に伐木作業に就くことができます。

このため、林災防富山県支部では、令和2年7月31日までの伐木等作業の特別教育(則36-8)修了者を対象として、新しく適用されるカリキュラムによる特別教育の修了を認めるための補講を開催します。

# 【伐木等特別教育補講イ受講申込書】

林材業労災防止協会富山県支部 行

|                          |
|--------------------------|
| 修了証用<br>写真<br><br>2×3 cm |
|--------------------------|

事業所名 \_\_\_\_\_ 印

所在地 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡担当者 \_\_\_\_\_

|                  |               |       |       |     |
|------------------|---------------|-------|-------|-----|
| ふりがな             |               |       | 性別    | 男 女 |
| 受講者氏名            |               |       |       |     |
| 生年月日             | 昭和<br>平成      | 年 月 日 | TEL   |     |
| 現住所              | 〒 _____       |       |       |     |
| 教習機関及び<br>修了証番号等 | 教習機関(いずれかに○印) |       | 修了証番号 |     |
|                  | 1 林災防富山県支部    |       | /     |     |
|                  | 2 林災防他県支部     |       |       |     |
|                  | 3 他の教習機関      |       |       |     |

※伐木等(大径木)の修了証の写しを添付すること。(フェンツ手帳の方は、住所・氏名の記載ページをコピー、カードタイプの方は両面をコピーすること)

※証明写真1枚(2cm×3cm 6ヶ月以内撮影、正面、脱帽)裏に名前を記入し、用紙に貼り付けてください。

※台帳作成のため、楷書で番地まで正確に記入願います。

※希望者多数のときは、コピーの申込書をお願いします。

※受講申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、講習のための目的以外に使用することはありません。

令和 年 月 日

上記のとおり申し込いたします。